

鳥取縣公報

昭和二十一年八月十三日
 第七百三十六號

火曜日

本書ノ大キクハ網定規格ヲ以テ

告示

○鳥取縣告示第三百三十六號
 縣内産農機具の販賣價格の統制額が大藏大臣において次のやうに指定された。

昭和二十一年八月十三日
 鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における鳥取産農機具の販賣價格の統制額を次のやうに指定する。

昭和二十一年八月十三日

大藏大臣 石 橋 湛 山
 一、農機具販賣價格統制額

品名	規格	製造者名	製造業者豫定販賣價格	統制額
動力脱穀機	前田式	鳥取前田	二,〇〇〇.〇〇	二,〇〇〇.〇〇
	二人用			
	昇降機附			
	二人用			
	昇降機附			
同	伯州式	米子山本	二,〇〇〇.〇〇	二,〇〇〇.〇〇
	二人用			
	昇降機附			

人力脱穀機	倉吉山崎	五五五、	六三八、
同	米子徳本	〇〇	二五
藁切機	鳥取東邦式普通型	三六八、	四二三、
同	東邦工作	〇六	三〇
碎土機	米子谷川	二二五	二四七、
同	倉吉越野	二六五、	三〇四、
同	倉吉山崎	〇〇	七五
同	鳥取豊徳	五二〇、	五九八、
同	丸爪單	二六五、	三〇四、
同	丸山式單	二八九、	二二七、
同	丸山式單	二八九、	二二七、
同	長野式單	二八九、	二二七、
同	東田式同	二八九、	二二七、
	河原東田	〇〇	三五

二、(1)、製造業者統制額は二場渡價格とし販賣業者統制額は賣主店先渡價格とする。
 (2)、前各表價格は鳥取縣農機具製造統制組合の検査

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十一年八月十三日
 第七百三十六號

昭和四年四月十五日
 第三種郵便物認可

を受けその組合の定める査定證紙を貼付したものの價格とし検査を受けないもの又は證紙の貼付してないものの價格は本表價格の九割下げとする。

(3) 品質低位又は品質粗悪、若は比上り不良のものは鳥取縣知事の定める基準により鳥取縣農具製造統制組合が本表價格の範囲内において價格を査定したときはその價格によるものとする。

◇鳥取縣告示第三百三十七號

黄蜀葵の販賣價格の統制額が大藏大臣において次のやうに指定された。

昭和二十年六月鳥取縣告示第二百三十九號(本縣ニ於ケル黄蜀葵ノ最高販賣價格指シ)はこれを廢止する。

昭和二十一年八月十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における黄蜀葵の販賣價格の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年八月十三日

大藏大臣 石 橋 湛 山

黄蜀葵の販賣價格の統制額(正味一貫匁)

(一) 生産者販賣價格の統制額

七、八、九月出荷のもの 其の他の月出荷のもの

上

三〇、〇〇

二五、〇〇

中

二七、〇〇

二二、〇〇

下

二五、〇〇

二〇、〇〇

(1) 本表價格は産地最寄驛又は産地最寄港渡しの價格である。

(2) (1)に掲げる場所以外の場所において受渡する場合に本表價格に運賃實費を加減した額とする。

(3) 本表價格は荷造費を含む價格である。

(4) 上とは青莖五分未満のもので根廻り(切口より一寸乃至二寸の間)に於て最も大きい部分以下同じ一寸五分以上病蟲害度なく根廻り一寸以上五分未満病蟲害度ないものを謂ひ下とはその他のものを謂ふ。

(5) 系統農業會販賣價格の統制額

(6) 系統農業會がその購入の場所で販賣する場合の價

格はその購入價格に正味一貫當二十錢を加算した額とする。

(2) (1)の受渡場所以外の場所で販賣する場合は(1)の受渡場所以後に要した運賃及び諸掛(諸掛は積卸料、倉敷料、金利及び倉庫入出庫料とする)の實費を(1)の價格に加算した額とする。

◇鳥取縣告示第三百二十八號

廣島縣では昭和二十一年七月「コレラ」豫防の爲交通遮断せる廣島縣令第五十號中左記區域を削除する旨通報があつたから承知されたい。

昭和二十一年八月十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

吉品郡廣谷村サタニ村

深安郡大津野村

◇鳥取縣告示第三百二十九號

山口縣では「コレラ」豫防の爲縣令第七二號及第七〇號を以て「コレラ」發生關係地區の河水使用游泳漁撈及鮮魚介類陸揚禁止の縣令を公布していたが其の後眞患者の發生を

見ず相當時日も経過し陸揚禁止の必要を認めなくなつたため之を廢止する縣令を公布した旨山口縣から通報があつたから承知されたい。

昭和二十一年八月十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

◇鳥取縣告示第三百四十號

農林水産業調査員である資源調査員を次のやうに任免する

昭和二十一年八月十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

新任者	解任者	職務執行の区域	任 免 年 月 日
高橋 定一	岩西 芳太郎	米 子 市	昭和二十一年六月一日
伊藤 正春	野口 忠義		昭和二十一年四月一日
大森 元治	宮村 延夫		
國岡 正榮	西村 憲夫		
竹中 末一	高田 憲		
山崎 友久	芝田 邦巳		
山崎 友久	芝田 邦巳		
永原 正人	長谷川 實	高那郡鹿野町	昭和二十一年五月一日
山田 正一	岡田 龜雄		昭和二十一年六月一日
岡村 龜雄	伊丹 米吉		昭和二十一年五月十六日
伊丹 米吉	長谷川 貞治		

01014

賣價格の統制額とする。

鳥取縣告示第三百四十四號

裝飾師法第一條第二項第三號に當る次の者に裝飾師免許證を交付した。

昭和二十一年八月十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

登録番號	登錄年月日	本籍氏名
第一號	昭和二十年一月一日	鳥取縣 加藤 時三
第二號	同	村岡 恒治
第三號	同	桂 徳正
第四號	同	中谷 力三
第五號	同	岡本 廣義
第六號	同	山田 稔
第七號	昭和二十年二月二六日	駒井 忠義
第八號	同	山本 芳夫
第九號	同	山本 正男
第一〇號	昭和二十二年二月五日	石井 貢
第一號	同	安田 一雄

第一二號 同 塚田 實
 第一三號 同 大森 一良
 第一四號 昭和二十二年 五月二五日 同 川上 武
 第一五號 同 船津 石雄
 第一六號 同 太田喜代鹿
 第一七號 昭和二十二年 八月 八日 同 村田 十三
 第一八號 同 谷口 周市
 第一九號 同 石川 陽三
 第二〇號 同 藪田 弘

鳥取縣告示第三百四十五號

岐阜提灯の販賣價格の統制額が大藏大臣において左の通り認可された

昭和二十一年八月十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第五條第一項の規定により岐阜提灯の販賣價格の統制額を左の通り認可する。
 昭和二十一年八月十三日
 大藏大臣 石 橋 湛 山

01015

一、認可を申請した者

鳥取縣因幡傘提灯組合

二、認可した價格等の額

小賣業者統制額

品 種	變り形	五十鈴	五二、七六
	〃	鈴 玉	五二、七六
	〃	鈴 川	五二、七六
	〃	浮 舟	六三、三六
	〃	銀花燈	五九、五〇
	〃	並尺黒	一〇、七五
	〃	新上黒	一六、八〇
	〃	中尺黒	一四、五六
	變り形	フヨウ	二六、四三

(一) 本表價格は小賣業者店先渡價格である。

(二) 本表價格は消費税(六割)を含んだ價格である。

三、統制額實施の日

昭和二十一年八月七日

前項第二號に掲げる額は物價統制令第五條第三項の規定により前項第一號に掲げる鳥取縣因幡傘提灯組合の構成員以外の者が鳥取縣因幡傘提灯組合の地區内においてなす岐阜提灯の販賣價格の統制額とする。